

令和4年長審第18号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和4年6月28日07時00分
長崎県的山大島長崎鼻東岸
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 19トン
登 録 長 17.39メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 558キロワット

3 事実の経過

Aは、平成6年3月に進水し、船体中央部やや船首寄りに操舵室を設け、同室前面に窓枠によって4分割され、中央2面に旋回窓を装備する窓ガラス、操舵室前部中央に舵輪、その左舷前方に左舷側から魚群探知機、1号レーダー、GPSプロッター及び2号レーダー、右舷側に機関遠隔操縦装置、後方に操縦席をそれぞれ備えた中型まき網漁業に網船として従事するFRP製漁船で、a受審人ほか7人が乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和4年6月27日17時00分僚船5隻と共に長崎県神崎漁港を発し、同県黒島北西方沖合約2海里の漁場に向かった。

a受審人は、19時00分前示漁場に到着して操業を始め、翌28日06時00分操業を終えて発進し、長崎県大根坂漁港に向かい、ノースアップ表示で3海里レンジ及び0.5海里レンジ設定とした各レーダー並びに同漁場西端から大根坂漁港に至る範囲を表示させたGPSプロッターをそれぞれ作動させ、舵輪後方で立った姿勢で単独の操船に当たり、06時20分半少し前大根坂港屋東東防波堤灯台（以下「大根坂灯台」という。）から092度（真方位、以下同じ。）5.24海里の地点で、針路を281度に定め、機関を回転数毎分1,100にかけ、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、06時45分少し前大根坂灯台から077度2.08海里の地点に達したとき、目視及びレーダーで前路を一見して航行の支障となる船舶を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催し、操縦席に体重を預けた姿勢に変えると居眠りに陥るおそれがあったが、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、立った姿勢を維持して体を動かすなど、

居眠り運航の防止措置を十分にとらず、操縦席に体重を預けた姿勢に変えて操船を続けた。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、大根坂漁港北方沖合の予定転針地点を通過し、長崎鼻東岸に向首して続航中、07時00分大根坂灯台から003度1,610メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同岸の岩場に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の南風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に擦過傷等を生じたが、来援した僚船によって引き降ろされて神崎漁港に引き付けられ、のちに修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、長崎鼻東方沖合において、大根坂漁港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同鼻東岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、長崎鼻東方沖合において、舵輪後方で立った姿勢で単独の操船に当たり、手動操舵により大根坂漁港に向けて航行中、目視及びレーダーで前路を一見して航行の支障となる船舶を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催した場合、操縦席に体重を預けた姿勢に変えると居眠りに陥るおそれがあったのだから、立った姿勢を維持して体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、長崎鼻東岸に向首進行して同岸の岩場への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至っ

た。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 1 月 2 日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁